会　　　則

（名称）

第　１　条 この会は　　　　　　　　　　　　と称する

（目的）

第　２　条 本会は

（事務所）

第　3　条 本会の事務所は　　　　　　　　　宅に置く

（活動）

第　4　条 本会は次の活動を行う

1.活動場所　　主に（福田南公民館）で活動する

2.活　　動　　定例会日時　　毎月　　・　　（　　）曜日

　　　　　　　　　　　　　　　時　　　分　～　　　　時　　　分

3.発　　表　　年１回以上の発表会を開催する

　　　　　　　また公民館から要請があるときはそれに従う

（役員）

第　5　条 本会に

1.代表、副代表、会計、書記をおく

2.役員の選出　　会員の互選により選出する

3.役員の任期　　任期は1年とし再任は妨げない

（会費）

第　6　条 本会は次により会費を徴収し会の運営と親睦にあてる

1.会　費　　　　　月・回　　　　　　円

2.会費の使途　　　主に　　　　　　にあてる

3.会費の徴収方法　　　　　　　　　単位で納入する

（退会）

第　7　条 退会する時は会長に届け出る

退会による会費の払い戻しはできない

（その他）

第　８　条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項はその都度

会員と協議して決定する

附　　　則 この会則は令和７年４月１日から施行する

以上